

○内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第五十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年二月十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年二月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島市及び福島県相馬郡飯舘村
- 二 構造改革特別区域の名称 大いなる田舎・までいライフいたて推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福島県相馬郡飯舘村の全域及び福島市の区域の一部（旧飯野町大字大久保字境川三八、梗ノ木作五六及び梗ノ木作六六）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特

定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））